平成２４年（フ）第２８７６号
札幌市北区北28条西９丁目２番20号
債務者　下田　英雄（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８３号
札幌市北区北32条西３丁目３番18号　フロンティアＫＩ―306号
債務者　眞藤　　健（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８４号
札幌市北区北32条西３丁目３番18号　フロンティアＫＩ―306号
債務者　眞藤　真美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９２号
北海道江別市東野幌本町66番地の１　シャレード藤Ｆ106号室
債務者　福田　慶一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０６号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番20―502号
債務者　竹谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２１号
札幌市東区北42条東13丁目１番31―704号
債務者　小田　昇平
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２２号
札幌市東区北42条東13丁目１番31―704号
債務者　小田　秀子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２８号
北海道石狩市花川東１条４丁目21番地
債務者　五十嵐利夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４５号
札幌市東区北26条東19丁目６番４号　加藤コーポ202号
債務者　堀田　昭義
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４６号
北海道恵庭市黄金北３丁目６番地１　リバティーⅡＡ号
債務者　菅原　　朗
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５６号
北海道江別市大麻園町34番地　18号棟205
債務者　南出　広子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６２号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番10―503号
債務者　荒磯　志郎
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
札幌市白石区北郷３条３丁目14番11号
債務者　佐藤　正美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６号
北海道室蘭市宮の森町４丁目20番13―305号、前住所北海道室蘭市母恋北町３丁目１番５号
債務者　嘉門　良太
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
北海道白老郡白老町字萩野310番地52
債務者　島津　洋行
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
北海道白老郡白老町字竹浦50番地５
債務者　高橋　武彦（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
北海道白老郡白老町字虎杖浜183番地70　ハイツ虎杖106号室、前住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション807号
債務者　山田　輝雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係